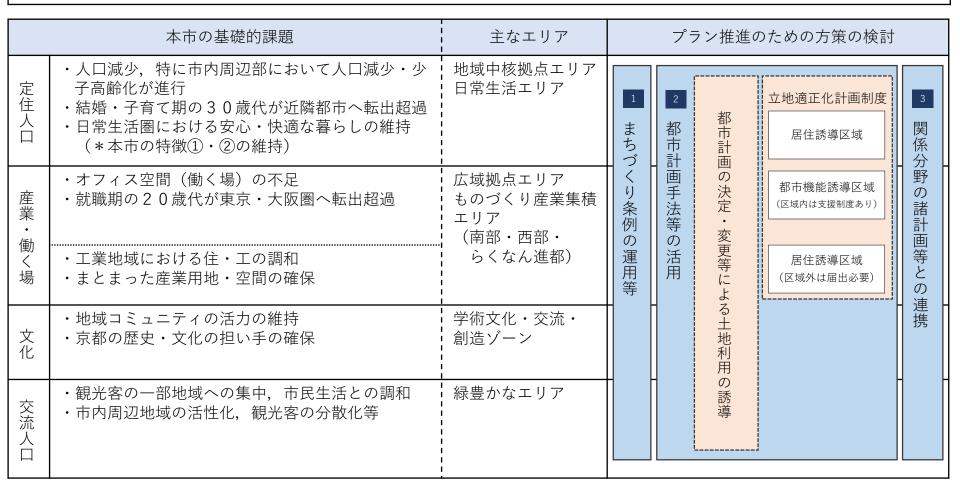
本市の特徴

- ①周囲を三方の山々に囲まれ、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区であり、高い人口密度を維持
- ②日常生活を支える施設が充実し、特色ある多様な地域がネットワークされたヒューマンスケールなまち
- ③伝統産業から先端産業まで、また、中小企業からグローバル企業までが集積する「ものづくり都市」
- ④歴史・文化・観光資源が市内の隅々まで存在する「国際文化観光都市」「世界文化自由都市」
- ⑤市街化区域外においても特色ある文化や暮らしが息づき、豊かな自然を活かした農林業が営まれているまち



※ハザードエリアと居住誘導区域の関係性を検討

制度の概要

(1) 今後の急速な人口減少・少子高齢化の進行を背景として、平成26年の「都市再生特別措置法」の改正により創設

「コンパクト+ネットワーク」の考え方に基づいて、都市全体の観点から居住や都市機能の立地誘導を図る制度

※参考 都市再生特別措置法 第81条(抄)

市町村は、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

(2) 立地適正化計画に定める内容

- ・計画の区域
- ・基本的な方針
- ・居住誘導区域(居住者の居住を誘導すべき区域)
- ・都市機能誘導区域(都市機能の増進施設の立地を誘導すべき区域)及び誘導施設
- ・誘導するために市が講ずべき施策

(3) 主な制度内容

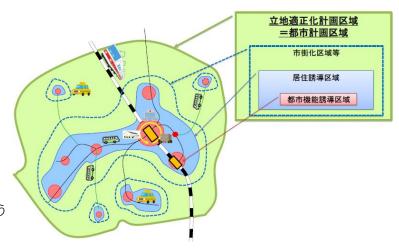
ア 届出制度

- ○居住誘導区域
- ○都市機能誘導区域

居住誘導区域外での3戸以上の住宅開発や、都市機能誘導区域の外での 都市機能誘導施設の建築などを行う場合は、市町村に届出が必要 ※市町村は、指導・勧告を行うことが可能

イ 支援制度(主なもの)

都市機能誘導区域内で公共施設の整備を伴う一定要件の民間施設整備を行う場合,金融支援,税制優遇を受けることができる仕組を措置等



国土交通省都市計画課資料から抜粋